

303 介護療養施設サービス

点検項目	点検事項	点検結果	
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス			
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 未整備	
外泊加算	外泊をした場合	☐ 6 日以下	
	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	☐ なし	
他科受診時費用	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合	☐ あり	
	1 月の算定日	☐ 4 日以内	
	他医療機関が特別の関係にない	☐ ない	
初期加算	入院した日から起算して 30 日以内	☐	
	算定期間中の外泊	☐ なし	
	過去 3 月以内の当該施設への入院（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は 1 月以内）	☐ なし	
	30 日以上入院後の入院	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
退院前訪問指導加算	入院期間が1月以上(見込みを含む)	☐ 満たす	
	退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し療養上の指導を実施(2回を限度)	☐ 満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等
退院後訪問指導加算	退院後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	☐ 満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等
退院時指導加算	入院期間が1月以上	☐ 満たす	
	退院時に患者及び家族に対し退院後の療養上の指導を実施	☐ 満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等
退院時情報提供加算	入院期間が1月以上	☐ 満たす	
	本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	☐ 実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
退院前連携加算	入院期間が1月以上	☐ 満たす	
	退院に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	☐ 満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐ 満たす	指導記録等

点検項目	点検事項	点検結果	
老人訪問看護指示加算	施設の医師が診療に基づき訪問看護が必要であると認めた場合	☐ 満たす	
	本人の同意を得て訪問看護の指示書を交付	☐ 交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しの診療録添付の有無	☐ あり	診療録等
栄養マネジメント加算	常勤管理栄養士1名以上配置	☐ 配置	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	☐ あり	栄養ケア計画(参考様式)
	入院患者又は家族等に計画を説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理及び栄養状態を定期的に記録	☐	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	計画の進捗状況を定期的に評価、見直し(リスク高)	☐ 2週間毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	計画の進捗状況を定期的に評価、見直し(リスク低)	☐ 3月毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	栄養状態の把握(体重測定等)	☐ 1回/月実施	
	栄養スクリーニングの実施	☐ 3月毎に実施	
経口移行加算	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐ あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	☐ あり	経口移行計画(参考様式)
	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	計画作成日から起算して180日以内	☐ 180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	☐ あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	☐ 2週間毎に実施	
	栄養マネジメント加算を算定している	☐ 算定している	

点検項目	点検事項	点検結果	
経口維持加算Ⅰ	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐ されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	☐ あり	
	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成	☐ あり	経口維持計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	計画作成日の属する月から起算して6月以内	☐ 6月以内	
	6月を超える場合の医師又は歯科医師の指示及び入所者の同意の有無	☐ あり	
	6月を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	☐ 1月毎に実施	
	経口移行加算を算定していない	☐ 算定していない	
	栄養マネジメント加算を算定している	☐ 算定している	
経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定めている	☐ 定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
	食事の観察及び会議等に、医師（指定介護療養型医療施設基準第2条第3項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	☐ 参加している	

点検項目	点検事項	点検結果		
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
在宅復帰支援機能加算	算定日の属する月の前6月間の退所者総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	☐	該当	
	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	☐	あり	
	入院患者の家族との連絡調整の実施	☐	あり	
	入院患者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	☐	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に（口腔ケアにかかる）助言、指導を行う	☐ 月 1 回以上	
	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成	☐ 該当	
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されている	☐ 該当	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対して口腔ケアを実施している	☐ 月 4 回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入院患者又は家族等に確認している	☐ 該当	
	サービス内容について説明し、サービス提供に関する同意を得ている	☐ 該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、その写しを入所者にも提供	☐ 該当	実施記録
	口腔衛生管理体制加算が算定されている	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員のうち介護福祉士の数 6 割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	介護職員のうち介護福祉士の数 5 割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員 7 割 5 分以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数 3 年以上の職員 3 割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	